

令和2年4月3日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
文部科学大臣 萩生田光一 殿
厚生労働大臣 加藤勝信 殿
国家公安委員会委員長 武田良太 殿

東京都知事 小池百合子 殿
千葉県知事 森田健作 殿
兵庫県知事 井戸敏三 殿
岡山県知事 伊原木隆太 殿
香川県知事 浜田恵造 殿
福岡県知事 小川洋 殿
鹿児島県知事 三反園訓 殿
札幌市長 秋元克広 殿
千葉市長 熊谷俊人 殿
横浜市長 林文子 殿
岡山市市長 大森雅夫 殿
福岡市長 高島宗一郎 殿
北九州市市長 北橋健治 殿

(参考送付先)

上記自治体を管轄する公安委員会委員長殿

NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会

代表理事 後藤 啓二(弁護士)

(野田市虐待再発防止委員会委員)

新型コロナウイルス感染拡大による学校休校措置、外出自粛に伴う子どもへの

虐待の増加、悪化を防止するための緊急要望書

1 新型コロナウイルスの感染拡大により、学校の休校措置、外出自粛がなされることにより、家庭内での子どもへの虐待、DVの増加が強く懸念されております。

ところが、東京都や千葉県、福岡県、兵庫県、香川県、鹿児島県、横浜市、札幌市など本要望書発出先の自治体では、私どもの何度にもわたる要望にも応じず、いまだ児童相談所(以下「児相」という)が警察とごく一部しか虐待案件を共有せず連携もせず、虐待案件を抱え込み、家庭訪問もごくまれにしか行わず、結愛ちゃん事件、心愛さん事件、詩梨ちゃん事件、璃愛来ちゃん事件など救えるはずの命を救えない事件を繰り返しています(資料1)。このような児相の閉鎖的対応のままでは、休校措置、外出自粛が続く中、閉鎖的な家庭に虐待親と共に長時間過ごさざるを得ない子どもたちへの虐待増、虐待の悪化が強く懸念されます。

虐待されている児童を救い、守るためには、児相という一つの機関だけでその子どもを見守るよりも、多くの関係機関の多くの目で子どもを見守ることとするほうが、子どもの安全が図られることは自明です。児相という一つの機関だけでは家庭訪問もほとんどできず、子どものあざや傷、家から出されている状況、家庭での怒鳴り声、DV事案など子どもの危険な兆候の多くを把握することはできません。しかし多くの機関で連携・分担すれば虐待家庭への家庭訪問はより多く可能となりますし、警察官のパトロールや民生委員による地域の巡回等により注意深く子どもを見守れば、より多くの虐待の兆候を把握することができますし、親への指導支援もより可能となります。そして、このように多くの機関でできる限り把握した兆候をすべて児相に集約することで、児相がリスク判断をより適切に行えることとなり、一時保護を含めて処遇の適正化を図ることができます。新型コロナウイルスの感染拡大が続く現在、子どもを虐待から救うため直ちにこのような対応を取る必要があります。

2 現時点で、児相と警察との間で相互に把握した案件を確実に漏れなく共有(全件共有)の上連携しての活動に取り組む自治体は、大阪府、埼玉県、神奈川県、愛知県、北海道など全国の半数近くに上り、要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という)の実務者会議で警察を構成員とし、全ての構成員ですべての案件を共有し連携しての活動に取り組む自治体も増えております。このような自治体では、児相、市町村と警察との連携がより図られたことにより、今までより適切に対応できるなど多くの効果がみられています(資料 2)。埼玉県では、各児相と各警察署の間がオンラインで結ばれ、リアルタイムですべての虐待案件とその最新の状況が直ちに共有され、両機関が連携して迅速的確な対応が可能となるとともに、両機関の業務の大幅軽減が実現しています。このような児相と警察等関係機関の密接な連携がなされると、新型コロナウイルスの感染拡大により懸念される虐待増に対しても適切に対応することが期待できます。また、文部科学省が令和元年 5 月に作成した「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」で、外傷事案等は学校から警察への通報が義務付けされるなど関係機関の連携は一層取れつつあります。

しかしながら、本要望書発出先の東京都や千葉県、福岡県、兵庫県、香川県、鹿児島県、横浜市、札幌市をはじめとする半数程度の自治体では、児相が警察にごく一部の案件しか知らせないまま、家庭訪問もほとんどできない状況が続いています。このままでは、これらの自治体では、新型コロナウイルスの感染拡大による休校措置、外出自粛が続く中、虐待増、虐待の悪化が強く懸念されます。

そこで、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国家公安委員会委員長には、下記 1、2、3 につき、東京都知事、千葉県知事、兵庫県知事、岡山県知事、香川県知事、福岡県知事、鹿児島県知事、札幌市長、千葉市長、横浜市長、岡山市長、福岡市長、北九州市長には、下記 4 から 11 につき要望いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大による休校措置、外出自粛に伴う虐待増、虐待の悪化から、子どもたちを守るため必要な対策であることにご理解いただき、直ちに対策をお取りいただきますようお願いいたします。

記

(国向け要望事項)

1 児相設置自治体においては、児相と警察との間で互いに把握した案件をすべて共有の上、連携して児童を守る活動に取り組むよう、通知を発していただきたく、あるいはいまだ警察に一部のみの案件しか提供しない自治体にご指導賜りたくお願いいたします。

2 全国の市町村について、要対協実務者会議に警察を構成員とし、すべての虐待案件の概要を構成員に資料を配布して共有することにより、連携して子どもを守る活動に取り組むようご指導賜りたくお願いいたします。「市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）」(平成29年3月31日)の該当箇所(p100)改正していただきたくお願いいたします。

3 自治体の教育委員会に対して、令和元年5月9日文部科学省「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」に基づき、学校は外傷事案等については警察に通報するよう、また、特に休校措置、外出自粛が続いている期間内において、在学する虐待の被害児童生徒について、学校が児相、市町村、警察等関係機関と連携の上、適切な頻度で家庭訪問等することにより、児童生徒の安全を確保するよう、ご指導賜りたくお願いいたします。

(自治体向け要望事項)

4 児相は、把握しているすべての虐待案件について警察に情報を提供する。特に、親が面会拒否、転居して所在不明、通報先不明、子どもに傷(虐待によるものと判明していないものを含む)やネグレクト、性的虐待の疑いが認められる場合等子どもに危険が生じる恐れがある場合には直ちに警察に通報する。

5 警察は、自ら把握した虐待案件及び前項により児相から提供を受けた虐待案件に係る情報を本部通信指令室のデータベース及び虐待家庭の所在地を管轄する警察署において登録し、虐待家庭に係る 110 番通報その他の情報提供がなされた場合、DV 事案への対応、巡回連絡等の場合、家出・深夜はいかいの子どもを保護する場合などにおいて、対応する警察官が虐待家庭であることを念頭に子どもの安否確認・保護、親への指導支援など適切に対応できるよう措置する。

6 市町村、学校は、所在不明の未就学児童、長期間欠席、不登校事案、健康診査未受診乳幼児について、関係部局間及び転出先の市町村、児相との間で必ず情報共有を行うとともに、これらの子どもの所在を調査し、その安全を目視で確認しなければならない。保護者が面会拒否、長期間子どもと面会できないなど子どもの安全を目視で確認できない場合には速やかに警察に発見・保護を要請するものとする。

7 児相は、一時保護等を解除しようとする場合には、あらかじめ、事前に警察に連絡の上、必要な場合には警察の協力を得て、保護者と同居し又は親密な関係にある者(以下「同居人」という。)の有無、保護者(同居人がいる場合には同居人を含む)の暴力的傾向の有無、生活状況等を調査し、子どもの安全が確保できるかどうか十分に調査しなければならない。

8 児相は、一時保護等を解除し、保護者に対して児童を引き渡す場合には、あらかじめ警察、市町村、子どもが在籍している保育園、学校、病院等と協議の上、子どもの安全確保計画を策定し、その後も関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行うなどして子どもの安全確保を図らなければならない。

9 市町村に設置される要保護児童地域対策協議会の実務者レベルの会議に警察を構成員とし、その場で虐待案件につきもれなく部内関係各課及び警察、教育委員会を含む関係機関と情報共有を図った上、面会拒否、威嚇的言動、DV そ

の他の暴力事案、同居男の出現、長期間欠席、健診未受診等の危険な兆候が見られた場合には直ちにその情報を関係機関で共有し、警察が直ちに家庭訪問し子どもの安否を確認し、けが・衰弱等が認められる場合には直ちに保護するという仕組みを整備する。また、その他の案件についても、事案の危険性に応じて関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行い、その状況も関係機関で共有する仕組みを整備する。(都県には各市町村へのご指導をお願いいたします。)

10 教育委員会、学校は、令和元年5月9日「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」に従い、外傷が認められる事案等については、警察に連絡するよう徹底する。(教育委員会には各市町村教育委員会へのご指導をお願いいたします。)

11 児相と市町村、警察、学校等の関係機関は、連携して事案の危険度に応じて適切な頻度で家庭訪問し、常にそれぞれが保有する虐待家庭、被害児童の情報を共有しつつ、子どもの安否確認と親への指導・支援を行うことにより、虐待の継続・エスカレートを防ぐ。特に、新型コロナウイルスの感染拡大による休校措置、外出自粛要請が続く間は、家庭訪問等による子どもの安否確認を適切に行うことにより、子どもの虐待被害の防止を徹底すること。

(本件連絡先)NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会

代表理事 後藤啓二(弁護士)

103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-9-2 稲村ビル 314 号室

650-0024 神戸市中央区海岸通 5 番地 神戸商船三井ビル 306 号室

後藤 コンプライアンス 法律事務所内 tel 078-335-8215 fax

078-335-8216 kgoto@ab.auone-net.jp 090-2563-5206

全件共有と連携しての活動が実施されていれば児童の命を救えた事件について

(1)児童相談所が情報提供しなかった事例

○福岡市18年間少女監禁事件

福岡市で、少女が18歳になるまで18年間も母親に家に監禁され、小学校も中学校も一日も通うことができなかったが、2005年10月、自力で逃げ出しコンビニに助けを求め警察に保護された事件。少女は手や足を縛られたり、食事も与えられないこともあり、風呂も5カ月に1回しか入らせてもらえなかった。学校の教員は把握しており家庭訪問していたが母親に面会を拒否され、児童相談所に通告していた。児童相談所職員も家庭訪問はしたが、同様に母親から面会拒否され、警察に通報もせず、そのまま放置していた。

○埼玉県三郷市健太ちゃん虐待死事件

2008年2月、母親から家庭内で食事を与えられず健太ちゃん(2歳)が衰弱死した事件。その前年10月に児童相談所は病院から育児放棄の疑いの連絡を受け4回家庭訪問し、7回電話をかけたものの子どもの安否を確認することができなかったが、警察に連絡しないままであった。警察にはその後住民から「子どもの泣き声がする」との通報があったが、家庭の所在が判明せず、安否を確認できないまま、健太ちゃんは衰弱死した。児相と情報共有がされていれば、警察は家庭の所在を把握でき、緊急に保護できた。

○大阪市市西淀川区翼ちゃん虐待死事件

2011年8月、小学2年生の翼ちゃんが自宅で母と義父により暴行を受け虐待死させられた事件。翼ちゃんは児童養護施設に入所していたが、3月に退所し親と同居していた。遺体はやせ細り、体に多くの傷やあざ、やけどの痕が残っていた。6月に学校から児童相談所に虐待通告がなされ、児童相談所は家庭訪問を一回したのみで、「緊急性は低い」として、学校と区役所に見守りを任せ、警察への連絡はしなかった。

○大阪市西区桜子ちゃん楓ちゃんマンション放置餓死事件

2010年7月、大阪市西区のマンションで母親に養育されていた3歳の桜子ちゃんと1歳の楓ちゃんの姉弟が、母親が友人と遊ぶため鍵を閉めて部屋を出て、1カ月の間帰宅せず餓死

させられた事件。マンションの住民から子どもの泣き声がするとの通報を3回受けた児童相談所がマンションを5回訪問するも所在が分からなかったにもかかわらず、「緊急性は低い」として警察に連絡もせずそのまま放置していた。警察に通報がなされていれば、警察は管理会社への照会、近隣住民への聞き込みなどを積極的に行うことから、泣いている子どもの所在が判明し、命を救うことができたと考えられる。

○東京都葛飾区愛羅ちゃん虐待死事件

2014年1月、東京都葛飾区で、当時1歳の愛羅ちゃんが父親に継続的に虐待を受け、殴り殺された事件。児相は愛羅ちゃんの家について「見守り中」であったが、警察に情報提供していなかった。住民から「子どもの泣き叫ぶ声がする。虐待ではないか」と110番通報があり、警察官が駆け付けたが、親から「夫婦喧嘩だ」と言われ、愛羅ちゃんの体を調べずに、虐待を受けていたことを見抜くことができず帰ってしまった。その5日後に愛羅ちゃんは虐待死させられた。遺体には40カ所ものあざがあった。事前から情報提供があれば警察官は親に騙されることなく虐待を見抜き、愛羅ちゃんを緊急に保護できた。

○東京都足立区ウサギ用ケージ監禁3歳児虐待死事件

2013年3月頃、東京都足立区の両親により次男の玲空斗ちゃん（当時3歳）がウサギ用ケージに閉じ込められた上、タオルで窒息死させられた事件。本事件では、2014年6月、次女を犬用の首輪をつけ部屋の柱につなぐなどしていたとして、その後一時保護し、父親を傷害罪で起訴。玲空斗ちゃんが行方不明で殺害された疑いがあったことから、警察が1年にわたり遺体を捜索。その後荒川に捨てたと父親が供述し、荒川を捜索するも遺体は発見されなかったが、ウサギ用ケージは発見されたことから、監禁致死事件で両親を2015年5月起訴。児相が11回家庭訪問するも2回しか会えず、子どもの安否が確認できなかったにもかかわらず警察に連絡せず放置。その間に玲空斗ちゃんはウサギ用ケージに入れられ虐待死に至らしめられた。児童相談所から警察への連絡は殺害から1年後であった。児相が警察と情報共有し、もっと早期に警察が家庭訪問し、玲空斗ちゃんの安否確認をすれば、玲空斗ちゃんは殺されることはなかった。

○千葉県市原市賢大ちゃん虐待死事件

2014年11月、千葉で23歳の父親が、当時8カ月の賢大ちゃんを頭部への衝撃による脳の損傷により死亡させた事件。父親は同年5月、生後間もない当時2カ月の賢大

ちゃんの腕が骨折させられたことから、一時保護したが虐待かどうか分からないということで警察に連絡せず。10月、児童相談所は一時保護を解除し、条件違反があったがそれも把握できず、その1カ月後に父親から虐待死させられた。児相は一切警察に連絡せず。骨折させられた事案で警察に通報していれば、警察の捜査により父親の犯行と分かり父親を逮捕等することにより虐待の抑止が図られた。また、一時保護の際に警察と連携していれば、頻繁に家庭訪問し、条件違反も把握でき、虐待死を防ぐことができた。

○埼玉県川口市被虐待児祖父母殺害事件

母親に各地を転々と連れ回され、学校も通えず、ラブホテル住まいや公園での野宿なども強いられていた少年が、母親から「祖父母を殺してでも金を借りてこい」と言われ、川口市で祖父母を殺害した事件（懲役15年確定）。この家族について何度も児童相談所は把握していたが、少年を一時保護せず、警察官は少年が野宿している際に度々職務質問していた。児相と警察の情報共有がなされていれば、警察が職務質問の際に保護を要する少年と把握することができ、その後児相と連携して少年を適切に保護することができた可能性がある。

○東京都目黒区結愛ちゃん虐待死事件

2018年3月、5歳の結愛ちゃんが父親から虐待死させられた事件。2016年8月、一家は当時香川県に居住していた。「苦しい、やめて」「ごめんなさい」などとの声が聞こえ住民から児相に通報されたが、児童相談所は虐待とは確認できずとして結愛ちゃんを保護せず。同年12月に寒さに震える結愛ちゃんを見つけた住民が警察に通報が入り、警察が保護し、警察から児童相談所に通告され、ようやく児童相談所が一時保護した。その後父親が手を出したことを認め、反省したとして2017年2月一時保護を解除。同年3月に自宅前に1人で見つかり再び保護したが、同年7月に解除。8月には病院からからだにあざがあるとして通報があり、結愛ちゃんは「お父さんがやった」と話したが両親は「知らない」と否定したことから児童相談所は「虐待は確認できない」と保護せず、警察にも連絡しなかつた。警察は2017年2月と5月結愛ちゃんに対する傷害の疑いで書類送検したが、不起訴となった。

2017年末に一家は東京に転居し、香川県から引継ぎを受けた東京都の児童相談所は家庭訪問したが、母親から子どもとの面会を拒否されながら、「両親との信頼関係を優先した」としその後家庭訪問も警察に通報もせず、目黒区が家庭訪問したい申し出も受け入れず、虐待死に至らしめた。親から面会拒否された時点で児童相談所が警察に連絡していれば、

警察が家庭訪問し、結愛ちゃんが衰弱していたのであるから、結愛ちゃんを緊急に保護することができた。

○千葉県野田市心愛さん虐待死事件

2019年1月、千葉県野田市で10歳の心愛さんが両親から虐待死させられた事件。心愛さんは父親からの暴力を学校に訴え、児相に一時保護されたが、児相、学校とも警察に連絡せず。その後児相は市町村、警察等の意見も聞かないまま危険な状況の中一時保護を解除し、その後一度も家庭訪問しなかった。2019年当初から学校を長期欠席していたが、学校、児相は警察に連絡しないまま虐待死させられた。警察に通報していれば、警察が家庭訪問し、心愛さんは衰弱していたのであるから緊急に保護することができた。また、心愛さんが虐待を訴えたときに児相、学校が警察に通報していれば、父親を逮捕等することで虐待の抑止が図られていたと思われる。

(2)学校が情報提供しなかった事例

○大阪市西淀川区聖香ちゃん虐待死事件

2009年4月、小学校4年生であった聖香ちゃんが母親の同居人の男から暴行を受け続け、衰弱死させられた事件。同年1月に担任が頬のあざを発見し、学校は虐待の可能性があると認識していたが、「先入観を持たずに指導する」として「見守り」を行うことを決定した。担任が家庭訪問を申し出るも、同居男性から訪問、接触を断られている。3月23日、近隣住民がDVではないかと110番通報し、警察官が家庭訪問するが、母親がただの夫婦げんかと釈明したため、注意のみで引きあげてしまった。その数日後に聖香ちゃんは殺害された。事前に学校から情報提供がなされていれば、警察官は親から騙されることなく、緊急に聖香ちゃんを保護することができた。

○川崎市上村遼太君殺害事件

2015年2月、川崎市で中学1年の上村遼太君が交友のあった非行少年3人に殺害された事件。上村君は1ヶ月も不登校で、深夜徘徊し、非行少年グループから暴力を受けていたことが周りに知られ、担任の教諭は上村君の母親に30回以上電話等で連絡をしていたが、上村君には会えないままでありながら、学校は警察に全く連絡しなかった。警察は殺害の8日前110番通報により、加害少年と上村君のトラブルに対応していたが、学校から情報提供がなかったため、通常のトラブルとして処理していた。学校から通報があれば、警察は深刻な事案として、上村君の保護、加害少年の補導等により殺害事件を防止できたと思わ

れる。

(3)警察が情報提供しなかった事例

○埼玉県狭山市羽月ちゃん虐待死事件

2016年1月、3歳の羽月ちゃんが母親とその同居の男から虐待死させられた事件。2015年6月、7月と2回にわたり住民から「子どもの泣き声が30分以上する」「外に出されている」などの110番通報を受け、警察官が家庭に臨場したが、傷はなく、虐待は確認できなかったとして、児童相談所、狭山市のいずれにも通告せず、その後家庭訪問し安否の確認もしなかった。また、狭山市は母親が若年妊娠で、羽月ちゃんと1歳上の姉が乳幼児健診未受診であり、前夫と離婚し別の男と同居を始め、通っていた保育所を退所するなど危険なシグナルがあったにもかかわらず、職員が3回家庭訪問しながら、特段の対応は取らなかった。かなり多くの危険な虐待の兆候がありながら、警察と狭山市は児童相談所に通報することなく、3組織で情報共有し、虐待リスクを正確に認識・把握することを怠ったままであった。

全件共有の上連携して活動する効果

(1) 児相だけでは家庭訪問も限られ得られる情報は少ないが、案件の共有が行われると警察が把握している情報を入手できることから、多くの案件について虐待の危険な兆候をより多く把握することができる。その結果児相は被害児童の虐待リスクをより正確に判断することができ、時期を逸することなく一時保護等適切な処遇を行うことが可能となる。案件を共有しないままでは、警察が虐待家庭、被害児童に関する情報を入手していても児相に報告できないままである。

(2)虐待が繰り返される案件、犯罪に該当する案件などについて、警察が親に警告あるいは刑事責任を追及することにより虐待の抑止力が期待できる(現実には警察による立件は1%とごくわずかで、これまでの対応を変える必要はない)。またこれにより児童の安全の確保と心的回復のきっかけとすることができる。学校で児童に外傷等が認められた場合には学校は警察に通報することとされている方針と整合性を取る必要がある(刑事責任の追及の意義については下記※記載)。

(教訓事件)東京都目黒区結愛ちゃん事件、千葉県野田市心愛さん事件、千葉県市原市賢大ちゃん事件

(3)児相が把握している虐待家庭・被害児童につき住民から警察に110番通報、相談等がなされた場合、DV事案、少年事件等に対応した場合等において、警察が親から騙され虐待を見逃す、虐待家庭の所在が分からないなどにより保護できず、最悪虐待死させてしまうリスクをなくすることができる

(教訓事件)東京都葛飾区愛羅ちゃん虐待死事件、埼玉県三郷市健太ちゃん事件、大阪市西淀川区聖香ちゃん事件など

(4) 迷子、深夜徘徊、家出、非行等の児童を警察が発見した際に、虐待の被害児

童であることを見逃すことなく対応でき、そのまま家に戻すのではなく適切に保護し、その後児相と警察が連携して虐待抑止に向けた親への指導、児童の立直り

支援等の施策を講じることができるようになる。

(教訓事件)埼玉県祖父母強盗殺人事件、川崎市遼太君殺害事件

(5)面会拒否・面会不能事案や長期欠席、保護者の威圧的言動、暴力的な同居人の出現等特に危険な虐待家庭について、24 時間直ちに対応できる警察による家庭訪問・面会により児童の安否確認、緊急の保護等児童の安全確保が可能となる。

(教訓事件)東京都目黒区結愛ちゃん事件、東京都足立区玲空斗ちゃん事件、福岡市 18 年間少女監禁事件、大阪市西区姉弟マンション放置餓死事件、東京都足立区ウサギ用ケージ監禁虐待死事件、千葉県柏市蒼志ちゃん事件、姫路市 1 歳児重体事件等

(6) 一時保護解除の際に警察から虐待家庭の情報を得ることができ、危険な家庭

に児童を戻してしまうリスクを減らすことができる。また、一時保護を解除した

後に、警察と一緒に家庭訪問することで、児童の安否確認と親への指導がより効

果的に行うことができるようになる。

(教訓事件)千葉県野田市心愛さん事件、千葉縣市原市賢大ちゃん事件、北海道登別市みさとさん虐待死事件、広島県府中町唯真ちゃん虐待死事件

※刑事責任追及の意義について

「虐待を受けた子どもにとって刑事手続きのもつ意味として、「①物理的な安全の確保—刑事事件として立件され、虐待を行った親らが逮捕されるなど身体を拘束されることにより、事実上親子分離が図られ、子どもの物理的な安全を確保できる。②心的回復のひとつのきっかけ—虐待を受けた子どもたちは、守ってもらえるはずの親らから虐待行為を受けてきたのであり、程度の差こそあれ皆心的外傷を負っているといえる。また、それまで「お前が悪いから」「おまえがちゃんとしないから」などと叱責され続けたことにより、あたかも虐待を受けるのは子ども自身に問題があると思込まされて自己評価が低くなってしまっている場合も多い。さらに、自分が虐待の事実を外部に話したことにより、家族が崩壊してしまったと自責の念に駆られる場合（特に性的虐待のケースに顕著である）もある。親らの虐待行為が犯罪行為であることを公正な機関である裁判所において明らかにし、虐待を行った親らが刑事罰を受けることにより、子ども自身、自らが悪いわけではないと理解することは、虐待を受けた子どもたちが負っている心的外傷を癒すひとつのきっかけになりうる。」（日本弁護士連合会子どもの権利委員会「子どもの虐待防止・法的実務マニュアル（第4版）」（222頁））。